

# 青森県報

第二千三十一号

平成十四年六月七日(金曜日)

## 目次

生活保護法による介護機関の指定

右 同

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

右 同

土地配分計画の作成

土地収用法による収用又は使用の手続の開始

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

調理師試験の施行

建設業者の許可の取消し

右 同

右 同

右 同

## 出先機関

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内任及び退任

右 同

(健康福祉課)

(同)

(同)

(農林整備課)

(監理課)

(文化・スポーツ振興課)

(健康医療課)

(むつ県土整備事務所)

(同)

(同)

(鯉ヶ沢県土整備事務所)

(三戸農林事務所)

(北地方農林事務所)

(上北農林事務所)

一

二

二

三

三

三

四

四

四

五

五

五

五

六

道路の位置の指定

右 同

公安委員会

型式の検定適合遊技機

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施

## 告 示

青森県告示第二百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	指 定 日
所 在 地	主たる所在地		所 在 地		

社会福祉法人弘友会	株式会社再春館	大東株式会社	"	医療法人光和会	サン・ケアネット有限会社
弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇	三戸郡福地村大字小泉字下館野七の六	西津軽郡木造町大字中館字田浦四四の一	"	むつ市新町一〇の四六	弘前市大町二丁目六の二
特定施設入所者生活介護	"	"	痴呆対応型共同生活介護	通所介護	訪問介護
ケアハウスワン	グループホームあいの里	グループホーム我が家	"	ここにこハウス大曲	サンケアネット弘前
弘前市大字向外の瀬字豊田三二〇	三戸郡福地村大字小泉字下館野七の六	西津軽郡木造町大字中館字田浦四四の一	"	むつ市大曲三丁目三の一〇	弘前市大町二丁目六の二
一四・五・一	一四・五・一〇	一四・五・七	"	"	平成一四・四・一

青森県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

サン・ケアネット有限会社	居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名称	所在地	指定期日
弘前市大町二丁目六の二	サンケアネット弘前指定居宅介護支援事業所	弘前市大町二丁目六の二	平成一四・四・一				

有限会社ほおずき	弘南生活協同組合	社会福祉法人すわん
八戸市大字是川字転道平一の二	南津軽郡平賀町大字苗生松字川崎一九の一	北津軽郡市浦辺大字脇元字磯辺三六五の一
居宅介護支援事業所ほおずき	コープ介護支援事業所	在宅介護支援センターすわんの里
八戸市大字是川字転道平一の二	南津軽郡平賀町大字苗生松字川崎一九の一	北津軽郡市浦辺大字脇元字磯辺三六五の一
一四・五・九	一四・五・三	一四・五・九

青森県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人三厩村社会福祉協議会	東津軽郡三厩村字本町一三九	訪問介護	社会福祉法人三厩村社会福祉協議会	東津軽郡三厩村字新町七	平成一四・三・三	
"	"	訪問入浴介護	"	"	"	
"	"	通所介護	"	"	"	

青森県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	廃止年月日
三厩村社協 三厩村社協 三厩村社協 三厩村社協 三厩村社協 三厩村社協	東津軽郡三厩村 字本町一三九	三厩村社協指定 居宅介護支援事業所	東津軽郡三厩村 字新町七	平成 一四・三・三	

青森県告示第二百九十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により、土地配分計画を次のとおり作成したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

地区名	所 在	増反者	備考
芦野地区	北津軽郡金木町大字 川倉字七夕野八四の 七三二	予定売渡口数 一口	九〇九平方メー トル 農地

青森県告示第二百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道七号改築工事（青森環状道路・青森県青森市大字安田字近野地内から同県同市大字八ツ役字矢作地内まで及び同県同市大字筒井字八ツ橋地内から同県同市大字駒込字前田地内まで並びに同県同市大字戸山字宮崎地内から同県同市大字平新田字森越地内まで）、これに伴う県道一部改築工事及び一般国道四号改築工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

青森県青森市大字安田字稲森及び字若松、大字細越字常盤及び字繁、大字大野字今井及び字笹崎並びに大字筒井字八ツ橋地内  
二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所  
青森市役所

# 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木村守男

一 申請のあった年月日

平成十四年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青い森空間創造女性会議

三 代表者の氏名

北村 真夕美

四 主たる事務所の所在地

青森市長島三丁目二二の四 野口ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、主に「みち」を軸とした地域間、官民そして女性の交流連携を通じて、まちづくりや人材育成をテーマに、地域間の交流と連携を促進する取り組みや活動を支援し、市民の活力溢れる社会の実現に寄与することを目的とする。

調理師試験の施行

平成十四年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十四年十月六日（日）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十四年七月二十二日（月）から同月二十六日（金）まで。ただし、郵送による場合は七月二十六日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、県内各健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（試験専用電話〇一七 七七六 四七六四）に問い合わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社斎藤工務所

二 代表者の氏名 松下 勝彦

三 主たる営業所の所在地 むつ市大平町二一の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第三九二六号

五 取消年月日 平成十四年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社夏堀組

二 代表者の氏名 夏堀 代志雄

三 主たる営業所の所在地 下北郡川内町大字川内字館山下一〇八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一七七一号

五 取消年月日 平成十四年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社夏堀組

二 代表者の氏名 夏堀 代志雄

三 主たる営業所の所在地 下北郡川内町大字川内字館山下一〇八の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 九）第一七七一号

五 取消年月日 平成十四年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

一 商号又は名称 誠工業

青森県知事 木 村 守 男

二 氏名 須藤 誠

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字岡町二二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一〇〇三九号

五 取消年月日 平成十四年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	夏堀 文雄	三戸郡福地村大字吉米地字下宿一七	平成一四・四・五

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

北地方農林水産事務所長 山 本 義 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	成田 守	五所川原市松島町四丁目二一	平成十四年三月三就任
	宮本 嘉四太郎	字下平井町四七の一	
	川浪 茂浩	大字藻川字村崎七〇三の二	
	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一	
	鹿内 清栄	大字湊字船越二三四の二	
	高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	
	小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七	
監事	奈良 孝男	大字田川字数里一三七の四	
	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	
	蒔田 鉄男	字烏森三五	
理事	成田 守	松島町四丁目二一	十四年三月二退任
	小野 竹雄	大字鶴ヶ岡字鎌田二九五	
	川浪 茂浩	大字藻川字村崎七〇三の二	
	宮本 嘉四太郎	字下平井町四七の一	
	鹿内 清栄	大字湊字船越二三四の二	
	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一	
	一戸 健一	大字藻川字村崎六二四の二	
監事	奈良 孝男	大字田川字数里一三七の二	
	一戸 一	大字藻川字蟹下九〇の七	
	蒔田 鉄男	字烏森三五	

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	杉山 敏美	十和田市大字赤沼字向川原八四の五	平成十四年三月四就任
	栗山 金雄	大字相坂字向切田九〇の一	
	松田 信一	字白上三三二	
	後沢 弘毅	大字赤沼字上川原二の一	
	沼岡 晴男	字明戸一〇九の一	
監事	白山 武夫	大字切田字川原二の一	
	上明戸 健	大字赤沼字前川原五四の一	
理事	栗山 金雄	大字相坂字向切田九〇の一	十四年三月三退任
	上明戸 清範	大字赤沼字明戸三の三	
	松田 信一	大字相坂字白上三三二	
	下山 健逸	大字三本木字中撤七三の一	
	杉山 敏美	大字赤沼字向川原八四の五	
	白山 武夫	大字切田字川原二の一	
監事	上明戸 健	大字赤沼字前川原五四の一	

十和田県土整備事務所告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年六月七日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市元町東五丁目六〇の四四	五六・〇五メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・ 五・三

十和田県土整備事務所告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年六月七日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市千代田町四丁目一四〇の八二九及び一四〇の八三五	四〇・一四メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・ 五・三

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第

六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年六月七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRピーマンX1	京楽産業株式会社
同	CRピーマンZ2	同 右
同	ファイバーエジブシャンドX	株式会社三共
同	CRファイバークエストGP	株式会社ダイド
同	CRファイブイ大行進	株式会社銀座
同	CRむし虫ランド炸裂編	株式会社エース電研
同	CR夢の超特急L	株式会社大一商会
同	CR夢の超特急M	同 右
同	CRドラムチック麻雀E	同 右
回胴式遊技機	バクレツオウ7	株式会社アリストクラート テクノロジーズ
同	デトラインペガサス	テクノコーシン株式会社
同	モニター	アイジーティジャパン株式会社
同	エイリアン	同 右
同	ネオプラネットXX	山佐株式会社

同	右	ダイキチクラブ	株式会社オリンピア
同	右	グレートザウルス	株式会社タイヨ一
同	右	スカルスカ	同 右
同	右	サザンウェイブ 30	株式会社タイヨ一
同	右	ダイキチ	同 右

雑報

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月七日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河野正三

- 一 試験の日時 平成十四年十月二十日（日） 午後一時から午後三時まで  
ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで
- 二 試験の場所 受講申込み受付の際、指定する。
- 三 試験の内容

- 1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

- (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
  - (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
  - (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
  - (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
  - (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
  - (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、指定講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

- 2 出題法令の適用期日

平成十四年四月一日現在施行されている法令

- 四 試験の方法及び出題数

- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- 2 出題数 五十問

ただし、指定講習修了者については四十五問とする。

- 五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

- 六 試験案内及び受験申込書の配布

- 1 配布期間

平成十四年七月八日（月）から同年八月二日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 2 配布場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課並びに青森県各県土整備事務所

- 七 受験手数料

七千円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担）。

- 八 受験申込み

- 1 申込期間

平成十四年七月二十九日（月）から同年八月二日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 2 申込場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会（青森市長島三丁目一―番一―号 青森県

不動産会館)

なお、郵送による場合は、社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十四年七月八日(月)から同年八月二日(金)までの日付の消印があるものに限って受け付ける。)

3 提出書類

- (一) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)
- (二) 写真一葉(受験申込前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)
- (三) 指定講習修了者については、前記(一)と(二)に加えて講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

1 発表の期日

平成十四年十二月四日(水)

2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

十 試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話青森七二二局四〇八六番)

青 森 県	青森市長島二丁目一番一 号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭